

## 【岡山市環境局からのお知らせ】

# 廃棄物の野焼き禁止について

廃棄物の野焼きは禁止されています！！（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（廃棄物処理法）が改正され、一部の例外を除き廃棄物を焼却することは、禁止（野焼き禁止）となっています。また、廃棄物焼却炉の構造基準が強化され、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止されていますので、ご注意ください。

### 〔基準強化の内容〕

1. 廃棄物の野焼きは原則として禁止され、違反すると懲役5年以下又は1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。（平成16年5月18日から施行されています。）
2. 全ての廃棄物焼却炉の構造基準が強化され、構造基準に適合しない焼却炉は使用できません。（平成14年12月1日から構造基準の強化が行われています。）

### 〔基準の概要について〕

廃棄物を焼却する場合、次の1～3のいずれかに該当しない場合は「廃棄物の野焼き」に該当し、罰則の対象となります。

1. 廃棄物処理法の「構造基準」に適合した焼却炉で「環境大臣の定める方法」による廃棄物の焼却
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

### 【他の法令等で規定された廃棄物の焼却の例示】

- 森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却
- 家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患した家畜の死体の焼却など

3. 公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの。

【政令で定めるものの例示】

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
【例示】 河川敷、道路側の草焼きなど
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
【例示】 災害等の応急対策、火災予防訓練など
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
【例示】 どんと焼き、門松・しめ縄等の焼却など
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
【例示】 焼き畑、田に隣接する河川堤等の下刈草の焼却行為、果樹園から発生する剪定枝等の焼却、もみガラ燻炭等に係る行為、魚網にかかったごみの焼却など
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
【例示】 たき火、キャンプファイヤーなど

注1. 例示にあげられたものであっても、焼却以外に適切な処理方法が容易にとれる場合は、やむを得ないものにはあたりません。

注2. やむを得ない焼却であっても廃棄物処理に対する指導としては、地域住民の生活環境への影響(健康被害、煙害)が軽微となるよう、焼却の条件(風向き等の気象条件、時間帯、焼却量)等についての指導が行われます。

〔規制強化の目的等〕

ダイオキシン類排出削減対策と廃棄物の適正処理の観点から規制の強化を行ったものです。

原則、廃棄物の野焼き行為を禁止するものですが、罰則の対象とすることに馴染まないものは例外となっています。

しかし、野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善指示や各種の行政指導の対象となります。

**廃棄物を焼却する場合には、廃棄物の処理基準に従って行う必要があります**

一般廃棄物、産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却施設を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。(廃棄物処理法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ)

**1 環境省令で定める構造・・・(廃棄物処理法施行規則第1条の7)**

構 造	
(1)	空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が <u>摂氏800</u> <u>0</u> 以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
(2)	焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
(3)	外気と遮断された状態で、廃棄物を燃焼室に投入できるものであること。 (ガス化燃焼方式その他構造上止むを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
(4)	燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
(5)	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

注1) (1)の下線部が平成14年12月1日から強化されている内容です。

注2) (3)~(5)は平成14年12月1日から基準が適用されています。

風呂焚き窯、炭焼き窯、薪ストーブについては、ごみ焼却炉にあたりませんので使用することは可能ですが、ごみを燃やすことは禁止です。

2 環境大臣が定める方法・・・(平成9年8月29日厚生省告示第178号)

方 法	
(1)	煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
(2)	煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないように焼却すること。
(3)	煙突から焼却灰及び未燃焼物が飛散しないように焼却すること。

物を焼くと、必ず煙が出ます。野焼きは煙や臭いが近隣の迷惑になるだけでなく、焼却時に発生するダイオキシン類は人の生命や健康に重大な影響を与える恐れもあります。また、焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。

家庭などのごみは焼かないで、指定された日に確実な分別でごみ収集場所へ出すなど適正に処理をしてください。

公共施設(河川敷、道路側など)のボランティア清掃、草刈りを行う場合は、ごみの適正な処理方法を含め、必ず事前に施設を管理している国、県、市の担当部署へご相談ください。

問い合わせ先	
一般廃棄物の分別、処分に關すること 岡山市環境局環境事業課業務第2係	電話番号 086-803-1298
産業廃棄物の規制指導に關すること 岡山市環境局産業廃棄物対策課規制係	電話番号 086-803-1303
大気汚染、ダイオキシン類の規制指導に關すること 岡山市環境局環境保全課大気騒音係	電話番号 086-803-1280